

支援法と都道府県の独自施策 ～全国自治体アンケート調査から～

大分大学 山崎 栄一



本報告の構成

- 独自施策の現状
- 支援法に対する意識
- むすび—今後の方向性



独自施策の現状



独自施策とは何か？

- 被災者生活再建支援法が講じている施策とは異なった施策を講じること
- これまでは、主に都道府県が支援法の施策とは異なった施策を講じてきた
- アンケート調査結果の整理・分析であるが、給付金に限定を貸付金については対象外としている。また、見舞金程度の制度についても対象外としている。

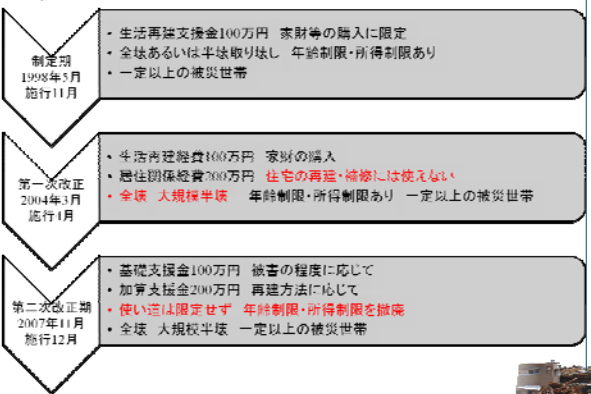


独自施策のタイプ

- 恒久型と暫定型
- 発動要件無限定型・緩和型—被災世帯が少なくても適用
- 支援対象緩和型—半壊、一部損壊等 所得・年齢要件
- 支援対象限定型—被災地の再建 持ち家 要援護者
- 支給内容緩和型—住宅再建・補修に使用しても可
- 「純粋な」or「補完的」上乘せ・横出し型
- 被災者負担前提型



支援法の歴史



制定期(1998年5月～)における独自施策(21施策)

- 実は、支援法が制定された直後から独自施策が講じられていた。支援法が適用されないような小規模の災害で被災した世帯に対して、支援法と同等の施策を実施するというタイプ。
- 鳥取県西部地震(2000年10月)において、鳥取県が住宅再建に300万円、住宅補修に150万円を支給した。
住宅再建・補修に対する公費の直接投入の始まり
- 宮城県北部連続地震(2003年)において、宮城県が住宅再建に100万円、住宅補修に50万円を支給した。
- 三宅島噴火災害(2000年6月)において、災害保護等

第一次改正後(2004年3月～)における独自施策(25施策)

- 2004年の豪雨被害において、住宅再建・補修に支援を行う独自施策が多く現れた。新潟県 静岡県 福井県 岐阜県(実質) 三重県(実質) 京都府 岡山県(補修) 徳島県
- 風水害に対する独自施策の特徴は、半壊や床上浸水に対しても支援が行われるところにあった。
- 新潟県中越地震(2004年10月)、三宅島(2005年)、福岡県西方沖地震(2005年3月 福岡市が中心)、能登半島地震(2007年3月)、新潟県中越沖地震(2007年6月)においても独自施策が実施された。

第二次改正後(2007年11月)における独自施策(6施策)

- 岩手県(2008年 岩手・宮城内陸地震) 県内法適用外
- 富山県(2008年 高波) 法適用外
- 富山県(2008年 大雨) 県内法適用外
- 兵庫県(2009年 台風第9号) 生活再建 半壊・床上浸水
- 岡山県(2009年 突風災害) 法適用外 半壊世帯にも支給
- 岡山県(2009年 台風第9号) 半壊世帯

恒久的な独自施策と第二次改正

- 法適用外への適用 支援法とともにスライド
福島県 静岡県 島根県 広島県
- 支援法への上乗せはやめて、半壊世帯等に支給をする
静岡県 岐阜県 鳥取県 大分県

支援法に対する意識

1 支援法の今後の改正点について

- 法適用の災害においてはすべての被災世帯に適用すべき 31(+1) (自由回答において同趣旨の回答:熊本)
- 法適用外の小規模災害に対する適用を求める 7
- 半壊、一部損壊、床上浸水対象にすべき 岡山 徳島 (半壊を対象にすべき:兵庫)
- 地盤災害 山口
- 世帯の人数を反映 沖縄
- さらなる上乗せ 岡山
- 基金の国の負担分を引き上げ
栃木 山梨 長野 三重 沖縄
- 現在の支援法の内容で十分 宮城県 福島県 (長崎県)
- 支給金額の決定方法の見直し なし
- 事業用建物(小規模な地場・伝統産業) なし

1 支援法の今後の改正点について—自由回答

- 財源の問題 北海道 秋田 静岡
- 地方自治体の裁量により、事情に応じた支援(新潟)
- 地域の被災状況に応じた支援(京都)
- 被災者の自助努力(耐震改修、地震保険)との分担も考えるべき 高知
- 耐震率の高い県については基金負担分を軽減 沖縄

2. 家屋の被害に対して支援を限定していること

- 所得減の保障 青森
- 長期避難中の被災者支援 8
- 住家被害だけの支援だけでよい 17
- 事業(中小商工業、農漁業等)に対する生業支援 なし

〔自由回答〕

- 財源があれば拡充
- 今の財源ではこれが限界
- 別の制度で行うべきもの
- 長期避難世帯への認定緩和
- 地方自治体の裁量で

3. 制度の適用要件の拡充について

- 矛盾がまだ残っているので反対である 0
- 支援対象が拡大されるので賛成である 30(+15)
- 財政負担が増えるので反対である 0
- 自由回答を見ると、「一歩前進であるがまだまだ改良の余地がある」というニュアンスの回答が多かった(15都道府県)。
- 「矛盾がまだ残っているので反対である」という文言が不適切であった。これなら制度の拡充そのものが反対という意味に受け取られてしまう。
- 別回答として、制度の見直しには国と地方で協議すべき(静岡)、地方自治の補完性の原理から国が救済する必要があるのか(宮崎)

4. 巨大災害への対応—基金のあり方

- 方策を事前に検討 埼玉 島根 大分
- 巨大災害については国が対応すべきである 42(+2 北海道 京都)
- 基金の積み増しを行うべきである 東京
- 上の回答からして、すべての都道府県が何らかの形で対応すべきであると考えている。
- 支援法の支給は基金の範囲内で支払えばよい 0

5. 独自施策の実態について

- 独自施策を行った 33(+1 高知未記入) ない 13
→ただし、見舞金の支給や貸付の実施も含まれている
- 恒久的な制度 13 うち国の制度化を要求 山口
- 暫定的な制度 18 うち国の制度化を要求 大阪 高知
- 数字が合わないのは、重複回答と自由回答があるから

6. 実施したことのある独自施策について

- 小規模災害に対する支援 20
- 半壊、一部損壊、床上浸水 19
- 地盤災害 山形 新潟
- 支給金の上乗せ 新潟 石川 兵庫 愛媛 宮崎
- 所得減への保障 北海道 新潟
- 事業に対する生業支援 北海道 新潟 大阪 兵庫 奈良 徳島
- 長期避難中の生活支援 北海道 新潟 兵庫
- 独自施策を実施するつもりはない 青森 栃木 和歌山 熊本
- ただし、支援をしているのに記入をしていないケースや、災害見舞金や一般的な貸付制度に着目して記入をしているケースも見られた。したがって、あまり正確さは保障できない。

むすび—今後の方向性

1. 独自施策の方向性

- 第二次改正後の独自施策の展開をしてみる以上は、支援法に対するさらなる「上乘せ」という施策は実施されなくなっている。
- むしろ、法適用外の災害・世帯に対する適用であるとか、支援法では支給対象とならない、半壊・一部損壊・床上浸水等の被害に対する支給（「横出し」）が主となってきている。
- 横出しという点においては、今後は生活保障であるとか、生業支援といった支援メニューの拡大が期待される。

2. 支援制度の方向性

- 法適用外災害・世帯については、1件でも適用するといわない限り矛盾は解消できない。そうすると、今度はどのような規模の災害によって家屋の被害が生じたのかという基準が必要になってくる。たとえば、警報が発令されたとか震度4以上とか。
- 巨大災害を念頭に置いた基金の見直しは今後も継続される。
- 支援法が、独自施策の刺激を受けて改正されているという経緯からすると、今後の独自施策の発展次第で、支援法もさらなる発展をしていく可能性はある。